

教えて税理士さん「相続税電話相談」

東京地方税理士会

相続税が平成 27 年から改正されます。相続税に関してご心配・お悩みをお持ちの方も多いことと思います。

税の専門家である私たち税理士が、電話で相続税に関する相談に、無料でお答えします。税金に関する相談は、たとえ無料であっても税理士でなければできない、と法律で定められています。私たち税理士は皆様のお役に立ちたいと考えています。

下記の「申込方法」及び「ご利用に際して」をご一読のうえ、お気軽にお電話下さい。

記

1 申込方法

- ① 045-341-0880（東京地方税理士会「相続税電話相談」受付）にお電話ください。（受付時間は平日午前10時～12時、午後1時～4時までです。）
- ② 受付にご希望の日時をお伝え下さい。（その他必要事項をお伺いいたします。）
- ③ ご希望日時に税理士からお電話を差し上げ、ご相談を承ります。

2 ご利用に際して

- ① 当電話相談での相談に対する回答は、一般的な範囲で行います。相談時間は30分以内とさせていただきます。必ずしも、十分な回答ができない場合がありますので、ご了承下さい。
- ② 相談料は無料です。
- ③ 現在、税理士または税理士法人に依頼されている方は、当電話相談のご利用はできません。
- ④ 相続税の申告や関係書類の作成等については、当相談では受付できません。必要な場合には税理士または税理士法人に依頼してください。（有料となる場合がございます。）
- ⑤ 税理士及び税理士法人には守秘義務が課せられており、あなたの相談内容等を他に漏らすことはありません。

その他、ご不明な点等がございましたら、045-341-0880（東京地方税理士会「相続税電話相談」受付）まで、お問い合わせ下さい。